

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	国民健康保険関係事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人情報特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクと軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

徳島市長

## 公表日

令和8年2月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険関係事務
②事務の概要	<p>・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康保険被保険者の資格、適用期間の管理、保険料の賦課及び徴収、保険給付の各事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、国民健康保険法及び徳島市国民健康保険条例並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に基づき次の事務に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。</li><li>2. 資格管理事務<ol style="list-style-type: none"><li>①住民基本台帳情報(以下「住民票情報」という。)や適用除外要件等の確認による徳島県国民健康保険被保険者資格の取得・喪失、適用期間の開始・終了の決定及び管理。</li><li>②徳島県国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」と言う。)との間で、県内市町村の資格情報等の送受信及び管理。</li></ol></li><li>3. 証管理事務<ol style="list-style-type: none"><li>①被保険者証及び資格証明書等の交付。</li><li>②高齢受給者証の負担割合の決定及び証の交付。</li><li>③限度額認定、標準負担額減額認定及び証の交付。</li><li>④特定疾病(人工透析が必要な慢性腎不全等をいう。以下同じ。)療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。</li></ol></li><li>4. 保険料賦課・徴収事務<ol style="list-style-type: none"><li>①所得・資産税額情報により保険料を賦課。(減免申請の審査・決定等を含む。)</li><li>②年金支給額、介護保険料の徴収方法及び徴収額の確認による保険料徴収方法の決定。</li><li>③保険料の収納消込処理により、督促、催告等の各種通知を送付。</li><li>④保険料の過誤納金の還付、充当処理。</li><li>⑤保険料の収納管理、滞納管理により、滞納者について納付相談等を実施。</li><li>⑥保険料の口座振替情報の管理。</li></ol></li><li>5. 保険給付事務<ol style="list-style-type: none"><li>①保険給付の支給決定。</li><li>②高額療養費の算定基準額の認定及び支給。</li><li>③療養費、移送費の支給。</li><li>④高額介護合算療養費の支給。</li><li>⑤出産育児一時金の支給。</li><li>⑥葬祭費の支給。</li><li>⑦他の法令による医療に関する給付との調整。</li><li>⑧一部負担金の減免申請による審査・決定。</li><li>⑨保険給付の一時差し止め。</li><li>⑩国保連合会との間で県内高額療養費に関する情報の授受及び管理。</li></ol></li><li>6. オンライン資格確認業務(資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務)<ol style="list-style-type: none"><li>①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務。</li><li>②医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務。</li></ol></li></ol>
③システムの名称	国民健康保険システム、データ連携中継サーバーシステム、庁内連携用国民健康保険システム、個人・法人管理システム(宛名システム)、新窓口対応システム(庁内連携システム)、共通基盤システム、高額介護合算システム、介護保険システム、番号連携システム、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、中間サーバーシステム、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等、マイナポータル申請管理
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表の44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	

①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>＜オンライン資格確認の準備業務以外の国民健康保険に関する事務＞</p> <p>1 情報提供の根拠 番号法第19条第8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 2, 3, 6, 13, 16, 19, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 111, 115, 125, 131, 137, 141, 145, 158, 161, 164, 165, 166, 173の項</p> <p>2 情報照会の根拠 番号法第19条第8号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条 69, 70, 71, 160の項</p> <p>＜オンライン資格確認の準備業務＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等）</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul> <p>＜公金受取口座の給付業務＞</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)2条、3条および公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令和3年12月24日デジタル庁令第10号)2条</p>
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	<p>徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152</p> <p>徳島市健康福祉部保険年金課庶務係 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5155</p>
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	<p>徳島市健康福祉部保険年金課庶務係 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5155</p>
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には5情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月7日	I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別紙	別紙中、未定であった別表第二命令の条項の追記	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成29年7月7日	II-1. いつ時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更にとつたらぬ。しきい値判断結果が変わらぬ
平成29年7月7日	II-2. いつ時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更にとつたらぬ。しきい値判断結果が変わらぬ
平成29年7月7日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 別紙のとおり、番号法第19条第14号	番号法第19条第7号 別表第2 別紙のとおり、番号法第19条第8号	事後	番号法改正に伴う修正のため。
平成30年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保険年金課長 川原 正樹	保険年金課長	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日公布)の様式改正に伴う記載内容の変更
平成30年7月11日	II しきい値判断項目いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更にとつたらぬ
令和1年6月26日	I 関連情報 ③システムの名称	国民健康保険システム、個人・法人管理システム(宛名システム)、新窓口対応システム(庁内連携システム)、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、番号連携システム、中間サーバーシステム、庁内連携用国民健康保険システム、国保総合システム及び国保情報集約システム、データ連携中継サーバーシステム	国民健康保険システム、個人・法人管理システム(宛名システム)、新窓口対応システム(庁内連携システム)、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、番号連携システム、中間サーバーシステム、庁内連携用国民健康保険システム、国保総合システム及び国保情報集約システム、データ連携中継サーバーシステム、高額介護合算システム	事後	その他の項目であり事前の提出・公表が義務付けられない。
令和1年6月26日	II しきい値判断項目いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更にとつたらぬ
令和1年6月26日	IV リスク対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
令和2年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・国民健康保…………… 1. 情報提供…………… 2. 資格管理事務…………… 3. 証管理事務…………… 4. 保険料賦課・徴収事務…………… 5. 保険給付事務……………	・国民健康保…………… 1. 情報提供…………… 2. 資格管理事務…………… 3. 証管理事務…………… 4. 保険料賦課・徴収事務…………… 5. 保険給付事務…………… 6. オンライン資格確認業務(資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務) ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務。 ②医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務。	事前	事前通知事項を追加
令和2年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、個人・法人管理システム(宛名システム)、新窓口対応システム(庁内連携システム)、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、番号連携システム、中間サーバーシステム、庁内連携用国民健康保険システム、国保総合システム及び国保情報集約システム、データ連携中継サーバーシステム、高額介護合算システム	国民健康保険システム、データ連携中継サーバーシステム、庁内連携用国民健康保険システム、個人・法人管理システム(宛名システム)、新窓口対応システム(庁内連携システム)、高額介護合算システム、番号連携システム、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、中間サーバーシステム、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	事前通知事項を追加
令和2年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の30の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条	番号法第9条第1項 別表第1の30の項、番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条、国民健康保険法 第113条の3第1項及び第2項	事前	事前通知事項を追加
令和2年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 別紙のとおり、番号法第19条第8号	番号法第19条第7号 別表第2 別紙のとおり、番号法第19条第8号、番号法 附則第6条第4項、国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	事前通知事項を追加
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月15日 時点	事後	重要な変更にとつたらぬ
令和2年3月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月15日 時点	事後	重要な変更にとつたらぬ
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 別紙のとおり、番号法第19条第8号、番号法 附則第6条第4項、国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	番号法第19条第8号 別表第2 別紙のとおり、番号法第19条第9号、番号法 附則第6条第4項、国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	重要な変更にとつたらぬ 番号法改正に伴う修正
令和3年9月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	重要な変更にとつたらぬ

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請 求 請求先	保健福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	重要な変更にあたらない
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報 ファイルの取扱いに関する 問合せ 連絡先	保健福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	重要な変更にあたらない
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月15日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月15日時点	令和3年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらない
令和4年9月9日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2 別紙のとおり、 番号法第19条第8号、番号法 附則第6条第4 項、国民健康保険法 第113条の3 第1項及 び第2項	番号法第19条第7号 別表第2 別紙のとおり、 番号法第19条第8号、番号法 附則第6条第4 項、国民健康保険法 第113条の3 第1項及 び第2項、公的給付の支給等の迅速かつ確実 な実施な実施のための預貯金口座の登録等に 関する法律施行規則第2条第13項	事前	事前通知事項を追加
令和4年9月9日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない
令和4年9月9日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない
令和5年9月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない
令和5年9月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない
令和6年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、データ連携中継サー バーシステム、庁内連携用国民健康保険シス テム、個人・法人管理システム(宛名システ ム)、新窓口対応システム(庁内連携システ ム)、高額介護合算システム、番号連携システ ム、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケー ションサーバー)システム、中間サーバーシス テム、国保総合システム及び国保情報集約シ ステム、医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険システム、データ連携中継サー バーシステム、庁内連携用国民健康保険シス テム、個人・法人管理システム(宛名システ ム)、新窓口対応システム(庁内連携システ ム)、共通基盤システム、高額介護合算システ ム、介護保険システム、番号連携システム、 住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーション サーバー)システム、中間サーバーシステム、 国保総合システム及び国保情報集約システ ム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	共通基盤システム、介護保険 システム導入のため
令和6年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない
令和6年9月16日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の30の項、番号 法別表第1の主務省令で定める事務を定める 命令 第24条、国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	・番号法第9条第1項、別表の44の項 ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第24条	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月16日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 別紙のとおり、 番号法第19条第9号、番号法 附則第6条第4 項、国民健康保険法 第113条の3 第1項及 び第2項、公的給付の支給等の迅速かつ確実 な実施のための預貯金口座の登録等に関する 法律施行規則第2条第13項	<オンライン資格確認の準備業務以外の国民 健康保険に関する事務> 1 情報提供の根拠 番号法第19条第8号、行政手続における特定の 個人を識別するための番号の利用等に関する 法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情 報の提供に関する命令第2条 2. 3, 6, 13, 16, 19, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 83, 87, 111, 115, 125, 131, 137, 141, 145, 158, 161, 164, 165, 166, 173の項 2 情報照会の根拠 番号法第19条第8号、行政手続における特定の 個人を識別するための番号の利用等に関する 法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情 報の提供に関する命令第2条 69, 70, 71, 160の項 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連 携のためではなくオンライン資格確認の準備と して機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項 <公金受取口座の給付業務> 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のた めの預貯金口座の登録等に関する法律(令和3 年5月19日法律第38号)2条、3条および公的給 付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預 貯金口座の登録等に関する法律施行規則(令 和3年12月24日デジタル庁令第10号)2条	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年9月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない
令和6年9月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない
令和7年9月1日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業	—	項目の追加	事後	様式変更による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月1日	IV リスク対策 8 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目の追加	事後	様式変更による
令和7年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない
令和7年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	重要な変更にあたらない
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、データ連携中継サーバーシステム、庁内連携用国民健康保険システム、個人・法人管理システム(宛名システム)、新窓口対応システム(庁内連携システム)、共通基盤システム、高額介護合算システム、介護保険システム、番号連携システム、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、中間サーバーシステム、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険システム、データ連携中継サーバーシステム、庁内連携用国民健康保険システム、個人・法人管理システム(宛名システム)、新窓口対応システム(庁内連携システム)、共通基盤システム、高額介護合算システム、介護保険システム、番号連携システム、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム、中間サーバーシステム、国保総合システム及び国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー等、マイナポータル申請管理	事前	重要な変更に当たるため。